

【機密性2】

最高裁秘書第395号

令和6年2月22日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長

司法行政文書の宛名及び発信者名について（依命通達）

裁判所において作成する司法行政事務に関する文書（以下「司法行政文書」という。）の宛名及び発信者名について、下記のように決めましたから、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。

記

司法行政文書の宛名及び発信者名には、次に掲げる場合を除き、官職名のみを記載する。通達又は事務連絡等で示された様式又は記載例により、官職名に加えて氏名を記載すべきものとされている場合についても、同様とする。

- 1 法律若しくはこれに基づく命令又は最高裁判所規則、最高裁判所規程若しくは通達の規定により氏名の記載を要する場合
- 2 文書の様式、内容その他の事情から氏名を記載することが相当と認められる場

【機密性2】

合

付 記

この通達は、令和6年4月1日から実施する。